天地正教は（旧）統一教会の一部である。天地正教に統一教会の財産を承継させてはならない。

弁護士　加納雄二（大阪）

第１　問題の所在

一般に解散命令を受けた宗教法人は、宗教法人法第５０条第１項により、当該宗教法人の規則に基づき残余財産の帰属先を決めることが出来る。旧統一教会（世界平和統一家庭連合、以下旧統一教会と言う）は、2009 年に残余財産の帰属先を「天地正教」と決議したとされる。

旧統一教会には、１２００億円の資産があるとも言われているが、そうすると解散命令、清算手続きの終了後に、場合によっては１０００億円に近い資産が残りかねない。それが天地正教に引き継がれることは決してあってはならない。

その理由は

①同法 81 条１項１号は解散命令の根拠につき「法令に違反して，著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」と定める。

これに違反すると認められれば、まさにその宗教法人は解散させられる。すなわち宗教法人としての活動を停止させられる。

しかし、解散が命じられる宗教団体と一体の宗教団体に財産承継を認めるなら、解散が命じられた団体の活動は承継されることとなり、解散命令の効力が失われてしまう。

そこで８１条１項、2 項に違反することを理由とする解散命令の場合は、財産承継を認めず、下線部を５０条に付け加えるべきである。

（残余財産の処分）

第５０条　解散した宗教法人の残余財産の処分は、合併及び破産手続開始の決定による解散<u>及び同法８１条１項２項違反による解散</u>の場合を除くほか、規則で定めるところによる。

２　前項の場合において、規則にその定めがないときは、他の宗教団体又は公益事業のためにその財産を処分することができる。

３　前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

第２　天地正教と統一教会の一体性

１　天地正教の宗教法人化

元々川瀬カヨという人物を教主とする、天運教という任意宗教団体があった。

・昭和６２（１９８７）年１１月２６日

「天運教」が北海道知事より宗教法人として認証を受けた。

・昭和６３（１９８８）年１月１日　天地正教　と名称変更。

「汝ら、名を天地正教と改め、天地に翔け」という天啓を受ける。１月１４日

に改称認証を受ける（以上ホームページから）。
　現在の代表役員の金子国雄は１８００双（旧統一教会の合同結婚式参加）とされる。

２　天地正教の教義　本尊＝弥勒菩薩は「文鮮明」＝統一教会の教祖

（１）天地正教の目的には「この法人は弥勒菩薩を本尊として」とある。
（２）ホームページにも、以下の通り記載されている。
・平成４年
　川瀬教主を導いた弘法大師・空海が入定する高野山奥の院にて、弘法大師様より「弥勒は文鮮明師」とのおしめしを受け、「弥勒下生についての宣言奉読」を全国信徒に公表。
・同年２月４日
川瀬教主浄土帰還（享年８２歳）（死去）
・同年３月３日
三女・新谷静江が第二代教主に就任
・平成８年
　新谷教主が全国各地で大会を実施して、日本国民に向けて、弥勒さまが文鮮明師であることを公的に宣言。
（３）「弥勒の救いが始まった」（新谷静江著、１９９７年５月２０日発行）。この著作では、新谷静江が、弥勒来臨宣言として、上記の通り弥勒さまが文鮮明師であることを公的に宣言。
（４）「川瀬初代教主と統一教会」出会いから和合へ（発行　平成１１年６月１５日、編集者　宗教法人天地正教）
　この著作では、川瀬カヨが過去に統一教会の多くの行事に参加したこと、天地正教が統一教会に「和合」したことが宣言されている。
　なお、天地新報には、文鮮明が、この著作にサインして信者に配布している記事がある（1991.11.1）。なお9.11にも紹介あり）
（５）この和合について世界平和統一家庭連合の「統一運動史」にも記載があり、天地正教の「和合声明文」の全文が記載されている。
（６）なお、過去の裁判（1996.2.18福岡高裁判決）でも統一教会は以下のような説明をしていた。
　「天地正教は 、弥勒菩薩を 信仰対象とし 、統一教会とは別個の宗教法人であって独自の教義と儀式を 備えているも のであるが 、川瀬カヨ教主が 、かねて統一教会の教義（ 統 一原理 ）に 感動し 、信者にそれを学ぶことを勧めていたところ、平成 四年五月 一日 、文鮮明こそが弥勒菩薩であるとの啓示を 受けるに 至ったという密接な関係にはある 。また、川瀬カヨ教主が霊石の価値を 高く評価していたことから 、霊石愛好会とも親密な関係にあ

り、一部の霊石愛好会の道場を天地正教の道場と認証したこともある」
（注：霊石愛好会は、統一教会員による霊感商法の組織。一部の道場ではなく、各地の道場が天地正教の道場になった）

３　二代目教主.新谷静江の追放＝統一教会への吸収について

天地正教から、新谷静江を追放した経緯が統一教会側のページに詳しく書かれている。日本仏教史と再臨摂理への準備シリーズ 13（2017 年 3 月 18 日、魚谷俊輔）

http://suotani.com/archives/2179　　以下一部引用

この二代目教主の新谷さんという方は、川瀬カヨさんほどお父様に対する信仰や忠誠心がなかったのか、統一教会本体との間に確執が生じるようになります。これは「１９９８年の内紛」と呼ばれ、同年５月に新谷静江氏は教主の座を追われることになります。

もともと川瀬カヨさんの教団は一地方の小さな教団でした。そこに統一教会の信者たちがお金と人材を投入して全国に支部を持つ教団に発展させたわけですから、初代教主の娘とはいえ、その団体は新谷静江さんのものではなかったのです。それを勘違いして主導権を握ろうとしたのが確執の原因でした。結果的に天地正教は教主制度を廃止し、松波孝幸氏（加納注、７７７双）が会長に就任し、新谷氏は一部の信徒を連れて新たな団体を作ることとなりました。そして１９９９年３月に、天地正教は松波会長の申し出（和合宣言文）によって、事実上統一教会に吸収合併されることとなりました。

札幌地裁判決（５③）でも、（被告（統一教会）が平成 11 年に天地正教を事実上吸収合併した）とされている。

４　統一教会と天地正教が一体であることは、統一教会の代表が認めていた。

当時統一教会の代表役員（会長）であった藤井菱雄から、95 年の 1 月に弁護士加納、山口らに送られてきた内容証明郵便で、末尾の藤井の肩書は、

「世界基督教統一神霊協会　教会長　藤井菱雄
宗教法人　天地正教　会長　　藤井菱雄」であった。

藤井は「統一教会並びに天地正教の支払と返済を一時停止し、根本的に整理し、再出発します。」という文言を繰り返していた。

そして、「出来る限り負債額４０００億円（統一教会三千二百億円、天地正教八百億円）を解決し、裁判問題とウラミ等々の争いが一日も早く終結することを願うものであります。」と書いていた。そして、負債額として、具体的かつ並列的に、統一教会三千二百億円、天地正教八百億円とその債務金額を明示し、両団体の代表者として藤井に支払いについての義務があることを認めている。

勿論藤井は当時の統一教会の代表だった。しかし天地正教の代表役員に登記上なったことはない。しかし藤井がそう自ら書いているのは事実である。

なお、2003 年と 2014 年に、土地８０ha 超を、天地正教から旧統一教会に名義変更している(共同通信 25.4.17)

５　判例でも、統一教会と天地正教の一体性を認めている。

① 京都地方裁判所　平成７年（ワ）第１９７１号　平成１４年１０月２５日判決

「被告は、また、原告丁谷秋子及び原告戊野の献金先である天地正教は被告とは別個の宗教法人であり、民法七一五条による責任を負わないと主張するが、上記認定事実によれば、連絡協議会は、被告の信者をして、天地正教名を利用して、被告への献金の勧誘行為をさせていたのであるから、被告の上記主張は採用できない。」

② 札幌地裁　平成１３年６月２９日判決

「(3) さらに, 被告は, 天地正教は被告とは全く別の宗教団体であり, 被告との間に指揮命令関係もない旨主張する。

しかしながら, 天地正教の教主である川瀬カヨが昭和 47 年頃から文鮮明をメシアとして信奉していたこと(争いのない事実), 平成元年頃には天地正教から被告に入信してくることを前提に, 被告信者に対し, 天地正教における立ち振る舞いについて指示が出されていたこと(甲 B356), 被告が平成 11 年に天地正教を事実上吸収合併したとされていること(甲 82)などに照らせば, 遅くとも昭和 63 年頃には, 被告と天地正教徒の問に, 指揮命令系統が存在したものと認めるのが相当である。」

③ 札幌地裁平成２４年３月２９日

「３　天地正教について

被告は，天地正教は統一協会とは別個独立の宗教法人であり，指揮命令関係はないと主張する。しかし，教主である川瀬カヨが文鮮明を救世主として信奉していたこと（争いのない事実)，壮婦信者の中には天地正教の活動に従事する者もいたこと（②事件の認定事実)，被告の教区が主導して作成したと認められる甲第４０号証には，平成１１年に天地正教が統一協会と事実上吸収合併したとの記載があること，天地正教の信者に献金をした原告Ｘ８は，統一協会の信者から献金の勧誘を受け，霊界解放と称して念珠や弥勒菩薩を購入した家庭（ママ）で当該献金を行っており，その際のトーカーは統一協会の献身者であったこと（第３章の認定事実）などの事情に照らせば，平成１１年以前においても，被告と天地正教の間には少なくとも指揮命令関係があったと認めるのが相当である。」